

日本水道協会水道用品検査規程

昭和 9年11月第 3 回総会議決	
昭和13年 1月15日改	正
昭和27年 1月 1日改	正
昭和37年 6月21日改	正
昭和45年 9月 3日改	正
昭和48年 1月31日改	正
昭和59年10月 4日改	正
昭和61年10月 1日改	正
平成 9年 2月12日改	正
平成20年10月24日改	正
平成30年 3月30日改	正
令和 4年 1月 6日一部改正	

第1条 この規程は、日本水道協会（以下、本協会という。）が水道用品の検査を行うため、これに必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 検査の基準は、次の各号による。

- (1) 日本産業規格
- (2) 日本水道協会規格
- (3) 注文者の承認する仕様書

2 検査は、前各号に基づき、本協会水道用品検査通則（以下、検査通則という。）及び検査施行要項によって行う。

第3条 前条第2項の検査通則及び検査施行要項の制定及び改正は、検査事業委員会の議を経て、理事長がこれを定める。

第4条 検査申込者は、検査申込書を提出し、検査手数料を納付しなければならない。

第5条 検査手数料は、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

ただし、軽易な検査手数料については、検査事業委員会の議を経て、理事長がこれを定めることができる。

第6条 検査の結果、合格と認めたものについては、検査証印を明示する。

ただし、本協会が別に定めるところによって承認した検査工場については、検査証印の検査前表示をすることができる。

2 検査証印は、本協会の徽章を用いる。

第7条 本協会は、検査日報を作成する。

第8条 本協会は、検査合格品について品質適合証明書を発行する。

2 検査申込者は、品質適合証明書の再発行を依頼をすることができる。

この場合は、別に定める手数料を納付しなければならない。

第9条 検査申込書、検査日報、及び品質適合証明書等の様式については、別に定める。

第10条 検査のため、旅費を要する場合は、検査申込者の負担とし、これを本協会に支払うものとする。

2 旅費の算定については、本協会旅費規程及び検査旅費要綱の定めるところによる。

付 則

この規程は、昭和62年3月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年3月30日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。